

出店者各位

沖縄全島エイサーまつり実行委員長 花城 大輔

第 71 回沖縄全島エイサーまつり出店者募集要綱

第 71 回沖縄全島エイサーまつりが沖縄市コザ運動公園陸上競技場にて 2026 年 9 月 5 日(土)・6 日(日)の 2 日間で開催されますので、その出店者を以下の要綱で募集いたします。

※延期の際は、令和 8 年 9 月 19 日(土)・20 日(日)に開催

1. 【申込み方法】

以下の書類を沖縄市観光物産振興協会に提出し申し込む。

・「**出店者申込書**」 ※申込書は沖縄市観光物産振興協会にて 7 月 28 日(火)から配布致しますので、直接受け取りに来て頂くか、沖縄市観光物産振興協会 HP、又は沖縄全島エイサーまつり HP からダウンロードして下さい。

・「**市町村税の滞納のないことの証明**」ができる資料

・中部保健所管内の**臨時・簡易営業許可書**(飲食出店業者のみ)

・申込本人とわかる資料。※運転免許証・パスポート・マイナンバーカードのいずれかの**写真付き**の公的な証明書

<注>代理申込みにつきましては、受付できませんので、ご了承ください。

・賠償責任保険証(コピー)

・誓約書

2. 【申込期間】

①沖縄市観光物産振興協会会員・沖縄商工会議所会員・沖縄県出店事業協同組合及び市内業者・専業者

※沖縄商工会議所会員の方は、会員証明書添付の事

2026 年 8 月 3 日(月)～8 月 4 日(火)

午前 10 時～午後 5 時まで

②市外業者

2026 年 8 月 6 日(木)～8 月 7 日(金)

午前 10 時～午後 5 時まで

※上記①の申し込み数で区画が埋まった場合は市外業者の受付は致しません。

<注>飲食出店業者は、申込時に簡易営業許可書(申込者と同一)の提出が必要です。

3. 【抽選会及び説明会】

日時:2026 年 8 月 12 日(水)午後 1:30～午後 4:30

場所: コザ運動公園陸上競技場会議室

※抽選会には、出店料を現金でご用意ください。

※抽選後、午後 3 時より、火災予防説明会、午後 3 時 30 分より食品衛生説明会を実施します(飲食出店業者のみ)

必ずご参加ください。

4. 【問合せ】

一般社団法人沖縄市観光物産振興協会

電話 098-989-5566

第 71 回沖縄全島エイサーまつり出店要綱

(目 的)

この要綱は、沖縄全島エイサーまつり(以下「エイサーまつり」という。)の円滑な運営に資するため、出店に関する事項を定めることを目的とする。

(名 称) 第 71 回沖縄全島エイサーまつり

(実施期間)

第 1 条 出店の実施期間は、エイサーまつり当日の令和 8 年 9 月 5 日及び 6 日の 2 日間とする。

※延期の際は、令和 8 年 9 月 19 日(土)・20 日(日)に開催

(出店に関する業務)

第 2 条 出店に関する業務は、沖縄全島エイサーまつり実行委員会(以下「実行委員会」という。)が、一般社団法人沖縄市観光物産振興協会(以下「協会」という。)に委託するものとする。

(実施場所)

第 3 条 出店の実施場所は沖縄市コザ運動公園内陸上競技場周辺とし、具体的な場所及びその区分等については、協会で諸般の事情を考慮し決定するものとする。

(出店料)

第 4 条 出店料は別表 1 に基づき、原則として 2 日間の料金とし、既納の出店料は返還しない。

ただし、雨天、台風等でエイサーまつりが中止となった場合は 20%を差し引き返還するものとする。

(出店申込み)

第 5 条 協会は申込期日を公表するものとし、申込みは別表 2 の「出店申込書」に必要事項を記載し、その身分を証する書類、その他必要書類を添え協会に申し込むものとする。ただし、1 業者若しくは 1 世帯 1 店舗を原則とする。なお、代理申込みは認めない。

2 申込みは、簡易営業許可証(飲食店のみ)の提出及び申込者と同一であること。

なお、代理申込みは認めない。

(出店場所の決定)

第 6 条 実行委員会が特別に許可を与えた業者は抽選日の前に出店場所を決める事ができる。また沖縄県出店事業協同組合(以下「組合」という。)に対し 25 区画の優先選択権を与えるものとする。出店場所の抽選日は協会で通知し、抽選は協会が区分し、番号を付した区画を優先的に選択する権利の順位をくじで決定する方法で行うものとする。

2 協会会員及び商工会議所会員の出店は、所属団体に登録した業種に限定するものとする。

3 出店場所決定後はその変更、キャンセルはできないものとする。ただし、協会の承認を受けた場合はこの限りでない。

(出店の設営)

第7条 設営は、3.6m×5.4m規格のテント(キッチンカーも同規格)で行い、設営時間については、まつり2日前の木曜日から可能とし、設営時間は木曜・金曜共に午前10時から午後6時までの間とする。まつり当日の土曜日・日曜日は午前8時から正午12時までとする。また設営の際は出店関係以外の設営業者にも配慮し、機材等で車両の動線を妨げない様にする。公園内での車両の移動はハザードを点滅させ、スピードは10キロ以下で走行するものとする。

(照明用電源の使用制限)

第8条 電源供給(発電機)については、組合に業務委託し集中管理するものとする。なお、電気使用料は組合へ支払うものとする。(当日に組合の方が各店舗で徴収します)

(営業時間等)

第9条 まつり開催日の両日ともに営業時間は午後1時～午後8時45分までとし、土曜日は23時までに撤収作業を終了し、退園とする。日曜日は24時までに出店を完全撤去とする。積み残しがある場合は翌日の午前8時～午前10時までの間で撤去するものとする。また、まつり両日の20時45分以降の照明は電球5個とし、営業終了後は速やかに閉店作業を行うものとする。

(出店業者の順守事項)

第10条 出店業者は次の事項を遵守するとともに、協会の指示に従うものとする。なお、③～⑪については、組合も指示できるものとする。

- ① 販売時間及び撤去時間の厳守。
- ② 他人の商号または名義による申込みを禁止する。
- ③ 出店指定場所の転貸及び目的外使用を禁止する。
- ④ 出店指定場所以外での物品販売を禁止する。※指定区画からはみ出での販売は認めません。
- ⑤ 出店指定場所以外への荷物等の設置を禁止する。※什器等も区画内に収めること。
- ⑥ 出店業者同士(隣接する業者、向かい合う業者)は客の並び・動線等をお互いに配慮すること。
- ⑦ 客の列は出店者から声をかけ、出店窓口と並行になるよう誘導し、状況に応じて折り返して整列させること。
- ⑧ 全出店業者は、基準を満たす消火器を必ず準備すること。
- ⑨ アルバイト等のスタッフの車両・バイク等の会場付近への駐車は禁止とする。
- ⑩ 油脂類の側溝、芝生、路面等への投棄を禁止する。
- ⑪ 養生に使ったブルーシート、日除けに使ったよしず・すだれ等は各自で持ち帰る事とする。
- ⑫ 法令等の許認可を要する業種の無許認可営業を禁止する。
- ⑬ ※駐車許可証・通行許可証の不正(コピー・店舗名、車両番号不記載・登録車両以外の利用等)があった場合は両日の出店を中止させるものとする。その際、出店料の返金はしないものとする。
- ⑭ 公序良俗に反する物品販売を禁止する。
- ⑮ 商品の販売価格を明確に表示し、店舗名をお客様から見える場所に掲示するものとする。
- ⑯ 出店許可証を常時携帯し、協会の提示要求の際は指示に従うものとする。
- ⑰ ゴミは【燃える・燃えない・カン・ビン・ペットボトル】に袋を分けて分別し、所定のゴミブースまで運ぶ事とする。
- ⑱ 店舗周辺的美観に配慮し、エイサーまつり終了後は各店舗の内外を清掃する事とする。

- ⑭ 暴力団及び反社会勢力者との関りが無いこと。暴力団及び反社会勢力者に指定場所を転貸しないこと。暴力団及び反社会勢力者を出店に従事させないこと。
- ⑮ 前項に規定する順守事項及びこの要綱に違反した場合は、出店許可の取り消しを行い即刻撤去し、撤去させられても異議を申し立てないこと。並びに次回からの出店を認めないものとする。
- ⑯ その他、まつりの安全・安心な運営に支障が出る場合は、協会が必要な指示を行うことができる。

※上記内容に違反があった場合は、出店管理者により即時販売中止を指示できるものとする。

(損害賠償等)

- 第 11 条 出店設営及びその他の行為で運動公園施設や第 3 者に損害を与えた場合は、その行為者が損害を賠償するものとする。協会及び実行委員会は一切責任を負わないものとする。
- 2 商品の管理等は自らの責任で行い、盗難その他により機材器具等に損害を講じても、協会及び実行委員会は一切責任を負わないものとする。

(受託者の責務)

- 第 12 条 本要綱については、実行委員会から受託した協会が企画・実施するものとするが、疑義が生じた場合、協会は実行委員会と協議するものとする。

(協議事項)

- 第 13 条 この要綱に定めのない事項については、実行委員会と協会が協議のうえ決定するものとする。

附 則

- 1、この要綱は平成 4 年 5 月 26 日から施行する。
- 2、この要綱は平成 6 年 7 月 15 日から施行する。
- 3、この要綱は平成 9 年 6 月 20 日から施行する。
- 4、この要綱は平成17年 5 月 26 日から施行する。
- 5、この要綱は平成 19 年 6 月 25 日から施行する。
- 6、この要綱は平成23年 7 月 1 日から施行する。
- 7、この要綱は平成24年 7 月 2 日から施行する。
- 8、この要綱は平成 26 年 5 月 14 日から施行する。
- 9、この要綱は平成 26 年 6 月 22 日から施行する。
- 10、この要綱は平成27年 6 月 22 日から施行する。
- 11、この要綱は平成28年 7 月 4 日から施行する。
- 12、この要綱は平成29年 7 月 3 日から施行する。
- 13、この要綱は令和4年 7 月 1 日から施行する。
- 14、この要綱は令和 5 年 7 月 24 日から施行する。
- 15、この要綱は令和 6 年 7 月 1 日から施行する。
- 16、この要綱は令和 7 年 7 月 14 日から施行する。
- 17、この要綱は令和 8 年 7 月 27 日から施行する。

第 4 条に規定する別表1を以下の通りとする。

出店料金

	区分	金額(円)
A	沖縄市観光物産振興協会	市内会員 75,000 市外会員 80,000
	沖縄県出店事業協同組合	市内会員 75,000 市外会員 80,000
	沖縄商工会議所会員	市内会員 75,000 市外会員 80,000
B	上記 A 以外の市内業者	90,000
C	上記 A 以外の市外業者	100,000
D	特別団体	30,000
E	卸業者(通行証)	20,000

※上記 D の区分は県外の兄弟姉妹都市・友好都市および実行委員会が承認した団体とする。
ただし、実行委員会が承認した団体は出店料を免除することができる。